

個別労働関係紛争あっせん申請書

平成 年 月 日

鳥取県労働委員会会長 様

申 請 者

住所

氏名 (署名又は記名押印)

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおりあっせんに申請します。

記

1 紛 争 当 事 者					
労働者	住所				
	氏名		電話	()	-
事業主	住所 (所在地)				
	氏名 (名称及び 代表者)		電話	()	-
			業種		全従業員数
	関係事業所（※紛争当事者である労働者に関する事業所が上記と異なる場合に記入してください。）				
	所在地				
	名称		電話	()	-
代表者		従業員数			

※ 裏面も忘れずに記入してください。

2 紛争の状況	
あつせんを 求める事項	
理 由	
紛争 当事者 の 主張	労働者の 主 張
	事業主の 主 張
紛争の経過 (紛争の経過及 び今までの交渉 の内容等を記入 してください)	

3 その他 (特記すべき事項があれば記入してください。)

4 ※注意事項 3①～⑦に該当の有無

(別紙)

※注意事項

- 1 この注意事項をよく読んだ上、紛争当事者の双方があっせんを希望する場合には双方を、一方が希望する場合には一方を申請書欄に記載してください。(署名又は記名押印)
- 2 紛争の具体的状況がわかるようできるだけ詳しく記入してください。
- 3 次にあげる場合にはあっせんを行いませんので、以下の事項に該当しないことを確認してから申請してください。
 - ① 県外の事業所において発生した紛争
 - ② 裁判で係争中の紛争又は判決が確定した紛争
 - ③ 民事調停の申立てがなされている紛争又は調停が成立した紛争
 - ④ 都道府県労働局長の助言、指導、勧告が行われている紛争又は紛争調整委員会によるあっせんが開始していたり、成立した紛争
 - ⑤ 労働基準監督署において指導が行われていたり、処分が行われた紛争
 - ⑥ 労働審判手続の申立てがなされている紛争又は調停が成立したり、労働審判が行われたりした紛争
 - ⑦ その他紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められる紛争
- 4 各欄に記入しきれない場合には、別紙に記入し、添付してください。
- 5 あっせんを行うことになった場合、被申請者に対し、申請書の写しを交付します。